

社会福祉法人豊山町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 第三者委員

(報酬)

第3条 役員等に対し、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長の報酬は、月額30,000円とする。
- (2) 役員等が、その職務のため、理事会、監事会、評議員会及びその他の会議に出席したときは、報酬として1回3,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、職員等の例によるものとする。

(支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長への報酬は、6月、9月、12月及び3月の年4回支給する。
 - (2) 第3条第2号による報酬は、理事会、監事会、評議員会及びその他の会議終了後に支給する。
- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人豊山町社会福祉協議会報酬に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。